○内閣府告示第六百二十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道

三　構造改革特別区域の名称　選べる福祉サービス北海道特区

四　構造改革特別区域の範囲　函館市、小樽市、釧路市、留萌市、江別市、恵庭市、伊達市、北広島市及び石狩市並びに北海道石狩郡当別町、厚田郡厚田村、浜益郡浜益村、樺戸郡月形町及び新十津川町、上川郡当麻町、上川町及び剣淵町、空知郡中富良野町、虻田郡洞爺村、静内郡静内町、川上郡弟子屈町、白糠郡音別町並びに樺戸郡浦臼町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　日額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）及び日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業（九二六）

○内閣府告示第六百二十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　札幌市及び小樽市

三　構造改革特別区域の名称　ビジネス人材育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　札幌市及び小樽市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）

○内閣府告示第六百二十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第三十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　札幌市

三　構造改革特別区域の名称　風を感じる北のまちづくり・札幌カーシェアリング特区

四　構造改革特別区域の範囲　札幌市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二一七）

○内閣府告示第六百二十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小樽市

三　構造改革特別区域の名称　福祉のまちづくり推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　小樽市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第六百二十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百四十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

三　構造改革特別区域の名称　てっぺん教育力育成特区

四　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百二十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稚内市

三　構造改革特別区域の名称　国際交流特区

四　構造改革特別区域の範囲　稚内市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　数次短期滞在査証の発給手続の簡素化事業（六〇二）、臨時開

庁手数料の軽減による貿易の促進事業（七〇一）及び税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業（七〇二）

○内閣府告示第六百二十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百六十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　芦別市

三　構造改革特別区域の名称　芦別市サテライト型居住施設特区

四　構造改革特別区域の範囲　芦別市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六百二十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百四十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　江別市

三　構造改革特別区域の名称　江別市認知症高齢者グループホーム短期入所事業利用特区

四　構造改革特別区域の範囲　江別市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百三十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道余市郡仁木町

三　構造改革特別区域の名称　児童福祉施設調理特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道余市郡仁木町の区域の一部（銀山地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業（九〇八

（九一二）

○内閣府告示第六百三十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北海道上川郡清水町

三　構造改革特別区域の名称　文化のまちの心の教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　北海道上川郡清水町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百三十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第四十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　十和田市

三　構造改革特別区域の名称　十和田市中心市街地にぎわい特区

四　構造改革特別区域の範囲　十和田市の区域の一部（中心市街地）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　まちづくり交通安全対策事業（一〇二）

○内閣府告示第六百三十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三沢市

三　構造改革特別区域の名称　三沢市サテライト型居住施設特区

四　構造改革特別区域の範囲　三沢市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六百三十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　青森県下北郡東通村

三　構造改革特別区域の名称　東通村「わが村の先生制度」特区

四　構造改革特別区域の範囲　青森県下北郡東通村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百三十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　宮城県

三　構造改革特別区域の名称　宮城県認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　石巻市、塩竈市、古川市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市及び東松島市並びに宮城県刈田郡蔵王町及び七ヶ宿町並びに柴田郡大河原町、村田町、柴田町及び川崎町並びに伊具郡丸森町、亘理郡亘理町、宮城郡七ヶ浜町及び利府町並びに黒川郡大郷町、富谷町及び大衡村並びに加美郡色麻町及び加美町並びに志田郡松山町、三本木町及び鹿島台町並び

に玉造郡岩出山町及び鳴子町並びに遠田郡涌谷町、田尻町、小牛田町及び南郷町並びに牡鹿郡女川町、本吉郡本吉町、唐桑町及び南三陸町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百三十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十八日内閣府告示第百七十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　秋田県

三　構造改革特別区域の名称　秋田スギ利活用推進福祉特区

四　構造改革特別区域の範囲　男鹿市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　耐火建築物及び準耐火建築物の要件の適用除外による社会福祉

施設等設置事業（九一五）

○内閣府告示第六百三十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百七十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　いわき市

三　構造改革特別区域の名称　いわき市認知症高齢者サポート特区

四　構造改革特別区域の範囲　いわき市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百三十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月八日内閣府告示第百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　太田市

三　構造改革特別区域の名称　定住化に向けた外国人児童・生徒の教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　太田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の迅速化事業（八〇

八）、市町村採用教員に係る特別免許状授与手続の簡素化事業（八〇九）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百三十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年一月十三日内閣府告示第三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　行田市

三　構造改革特別区域の名称　浮き城のまち人づくり教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　行田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百四十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第三十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　志木市

三　構造改革特別区域の名称　ハタザクラプラン教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　志木市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百四十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北本市

三　構造改革特別区域の名称　北本市きめ細かな教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　北本市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県

三　構造改革特別区域の名称　安房自然学校特区

四　構造改革特別区域の範囲　館山市及び鴨川市並びに千葉県安房郡富浦町、富山町、鋸南町、三芳村、白浜町、千倉町、丸山町及び和田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け

事業（一〇〇二）及び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第六百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　我孫子市

三　構造改革特別区域の名称　我孫子市認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　我孫子市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百四十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百八十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　千葉県印旛郡酒々井町

三　構造改革特別区域の名称　酒々井町認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　千葉県印旛郡酒々井町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百四十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都世田谷区

三　構造改革特別区域の名称　認知症高齢者グループホーム短期利用事業せたがや支えあいステーション特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都世田谷区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百四十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都足立区

三　構造改革特別区域の名称　障害者社会生活えんじょい特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都足立区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第六百四十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年三月二十九日内閣府告示第三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東京都・飾区

三　構造改革特別区域の名称　障害者福祉整備推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　東京都・飾区の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第六百四十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　町田市

三　構造改革特別区域の名称　福祉のまちづくり推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　町田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第六百四十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　小平市

三　構造改革特別区域の名称　小平市認知症高齢者あんしん生活特区

四　構造改革特別区域の範囲　小平市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百五十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　稲城市

三　構造改革特別区域の名称　稲城市サテライト型居住施設特区

四　構造改革特別区域の範囲　稲城市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六百五十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県

三　構造改革特別区域の名称　神奈川県児童福祉施設調理特区

四　構造改革特別区域の範囲　藤沢市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業（九〇八（九一二））

○内閣府告示第六百五十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百九十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　神奈川県

三　構造改革特別区域の名称　神奈川カーシェアリング利用促進特区

四　構造改革特別区域の範囲　神奈川県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二一七）

○内閣府告示第六百五十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百四十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　横須賀市

三　構造改革特別区域の名称　横須賀市国際教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　横須賀市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百五十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長岡市

三　構造改革特別区域の名称　地域社会での暮らしを再構築する長岡市サテライト型居住施設推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　長岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六百五十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十月十一日内閣府告示第七百七十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　加賀市

三　構造改革特別区域の名称　認知症高齢者グループホーム短期利用事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　加賀市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百五十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百二十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　山梨県

三　構造改革特別区域の名称　国際交流型公共政策拠点形成特区

四　構造改革特別区域の範囲　甲府市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）

○内閣府告示第六百五十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十一月十七日内閣府告示第二百七十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北杜市

三　構造改革特別区域の名称　増富地域交流振興特区

四　構造改革特別区域の範囲　北杜市の区域の一部（旧増富村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　地方公共団体又は農地保有合理化法人による農地又は採草放牧地の特定法人への貸付け事業（一〇〇一）及び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業

（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第六百五十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百五十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野市

三　構造改革特別区域の名称　小規模校いきいき教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百五十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野市

三　構造改革特別区域の名称　長野市インターネットアカデミック特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業（八二一（八〇一―一））及びインターネット等のみを用いて授業を行う大学における校舎等施設に係る要件の弾力化

による大学設置事業（八三二）

○内閣府告示第六百六十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第八百九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松本市

三　構造改革特別区域の名称　選べる障害福祉サービスまつもと特区

四　構造改革特別区域の範囲　松本市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　日額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）

○内閣府告示第六百六十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第三十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　上田市

三　構造改革特別区域の名称　上田市地域分散型サテライト特区

四　構造改革特別区域の範囲　上田市の区域の一部（旧真田町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六百六十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年九月五日内閣府告示第百五十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県南佐久郡南牧村

三　構造改革特別区域の名称　南牧こまやか教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県南佐久郡南牧村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百六十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長野県木曽郡大桑村

三　構造改革特別区域の名称　切磋琢磨とこまやか学習特区

四　構造改革特別区域の範囲　長野県木曽郡大桑村の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百六十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜市

三　構造改革特別区域の名称　福祉サービスの向上特区

四　構造改革特別区域の範囲　岐阜市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第六百六十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百二十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岐阜市

三　構造改革特別区域の名称　不登校生徒を対象とした「ぎふ・学びの部屋」特区

四　構造改革特別区域の範囲　岐阜市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百六十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第八十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

三　構造改革特別区域の名称　大垣市サテライト型特別養護老人ホーム設置特区

四　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六百六十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百九十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大垣市

三　構造改革特別区域の名称　大垣市認知症高齢者グループホームの短期利用事業特区

四　構造改革特別区域の範囲　大垣市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百六十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年九月八日内閣府告示第七百六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　静岡県、沼津市、伊豆市、下田市及び伊豆の国市並びに静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町

三　構造改革特別区域の名称　伊豆アドベンチャーレース特区

四　構造改革特別区域の範囲　伊豆市、沼津市、下田市及び伊豆の国市並びに静岡県賀茂郡東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町及び西伊豆町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第六百六十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　磐田市

三　構造改革特別区域の名称　「歴史と文化のまち、ふるさと先生制度」特区

四　構造改革特別区域の範囲　磐田市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百七十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百九十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　愛知県

三　構造改革特別区域の名称　自動車環境戦略推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　愛知県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二一七）

○内閣府告示第六百七十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百六十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　豊田市

三　構造改革特別区域の名称　障がい児ｈｕｇ（はぐ）くみ給食特区

四　構造改革特別区域の範囲　豊田市の区域の一部（旧小原村）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第六百七十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　蒲郡市

三　構造改革特別区域の名称　「いつまでも住みなれたまちで」がまごおりグループホーム短期利用特区

四　構造改革特別区域の範囲　蒲郡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百七十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　犬山市

三　構造改革特別区域の名称　観光・健康さあ行こう！みんな来る！来る！サイクルタウンいぬやま特区

四　構造改革特別区域の範囲　犬山市の区域の一部（犬山市今井開拓パイロット地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一

三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第六百七十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第八十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　四日市市

三　構造改革特別区域の名称　四日市市特別養護老人ホーム地域展開推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　四日市市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六百七十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十八年四月十四日内閣府告示第六十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　滋賀県、大津市、彦根市、長浜市、近江八幡市、草津市、守山市、栗東市、甲賀市、野洲市、湖南市、高島市、東近江市及び米原市並びに滋賀県蒲生郡安土町、日野町及び竜王町、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町、甲良町及び多賀町、東浅井郡虎姫町及び湖北町並びに伊香郡高月町、木之本町、余呉町及び西浅井町

三　構造改革特別区域の名称　選べる福祉サービス滋賀特区

四　構造改革特別区域の範囲　滋賀県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　日額単位を適用した施設訓練等支援事業（九二五）及び日額単位を適用した知的障害者地域生活援助事業（九二六）

○内閣府告示第六百七十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百九十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　守山市

三　構造改革特別区域の名称　守山市きめ細かな指導の教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　守山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百七十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月二十九日内閣府告示第百十四号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　京都市

三　構造改革特別区域の名称　京の人づくり推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　京都市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百七十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第五百九十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　堺市

三　構造改革特別区域の名称　さかい新時代ものづくり特区

四　構造改革特別区域の範囲　堺市の区域のうち工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業（一一四一）

○内閣府告示第六百七十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第八十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　箕面市

三　構造改革特別区域の名称　箕面市きめ細やかな教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　箕面市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百八十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第八十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　東大阪市

三　構造改革特別区域の名称　東大阪市モノづくり再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　東大阪市の区域の一部（工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業（一

○内閣府告示第六百八十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年二月二十日内閣府告示第二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県、洲本市、南あわじ市及び淡路市

三　構造改革特別区域の名称　くにうみツーリズム特区

四　構造改革特別区域の範囲　淡路市、洲本市及び南あわじ市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第六百八十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第五十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　姫路市

三　構造改革特別区域の名称　環境・リサイクル経済特区

四　構造改革特別区域の範囲　姫路市広畑区富士町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　再生利用認定制度対象廃棄物拡大事業（一三〇四）

○内閣府告示第六百八十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第八十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　尼崎市

三　構造改革特別区域の名称　ものづくりのまち「あまがさき」再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　尼崎市の区域の一部（工業再配置促進法第二条第一項に規定する移転促進地域）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　移転促進地域からの除外による事業者の交流連携促進事業（一

○内閣府告示第六百八十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　兵庫県加古郡稲美町

三　構造改革特別区域の名称　稲美町すくすく教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　兵庫県加古郡稲美町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百八十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年七月二十二日内閣府告示第二百五十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大和郡山市

三　構造改革特別区域の名称　不登校児童生徒支援教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　大和郡山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　不登校児童生徒等を対象とした学校設置に係る教育課程弾力化

事業（八〇三）、ＩＴ等の活用による不登校児童生徒の学習機会拡大事業（八〇五）及び市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百八十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十一月十一日内閣府告示第八百十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　和歌山県

三　構造改革特別区域の名称　障害児施設機能強化推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　和歌山市及び和歌山県西牟婁郡上富田町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））

○内閣府告示第六百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　鳥取市

三　構造改革特別区域の名称　鳥取砂丘観光特区

四　構造改革特別区域の範囲　鳥取市の区域のうち山陰海岸国立公園第２種特別地域（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一

三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第六百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百四十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　岡山県

三　構造改革特別区域の名称　児童福祉施設調理特区

四　構造改革特別区域の範囲　岡山市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　児童福祉施設における調理業務担当者派遣受入れ事業（九〇八（九一二））

○内閣府告示第六百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　広島県

三　構造改革特別区域の名称　環境にやさしいカーシェアリング広島特区

四　構造改革特別区域の範囲　広島県の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二一七）

○内閣府告示第六百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十七号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定及び同法附則第三条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　竹原市

三　構造改革特別区域の名称　瀬戸内に輝く竹原自然・まちなみ再生特区

四　構造改革特別区域の範囲　竹原市の区域の一部（竹原市本町、高崎町阿波島、忠海町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本

方針別表第二に定めるところによる。）　地域活性化のための空き家情報提供等の推奨事業（一二一五）及び国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業（一三〇一及び一三〇二）

○内閣府告示第六百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月二十八日内閣府告示第百七十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　三次市

三　構造改革特別区域の名称　教育都市みよし特区

四　構造改革特別区域の範囲　三次市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十二号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　大竹市

三　構造改革特別区域の名称　おおたけ少人数教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　大竹市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　下関市

三　構造改革特別区域の名称　下関市特養サテライト特区

四　構造改革特別区域の範囲　下関市の区域の一部（旧下関市）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第六百九十四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十六年十月十二日内閣府告示第二百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　吉野川市

三　構造改革特別区域の名称　吉野川市川島町ふれあい教育特区

四　構造改革特別区域の範囲　吉野川市の区域の一部（旧川島町）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百九十五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十五年五月一日内閣府告示第六十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　徳島県海部郡海陽町

三　構造改革特別区域の名称　海部町ふるさと教員制度特区

四　構造改革特別区域の範囲　徳島県海部郡海陽町の区域の一部（旧海部町）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第六百九十六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年六月二十一日内閣府告示第百五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　香川県

三　構造改革特別区域の名称　瀬戸内海国際観光特区

四　構造改革特別区域の範囲　高松市、丸亀市、坂出市及び観音寺市並びに香川県小豆郡内海町、土庄町及び池田町、木田郡庵治町、香川郡直島町、仲多度郡多度津町並びに三豊郡詫間町の区域の一部（男木島、女木島、本島、牛島、広島、手島、小手島、櫃石島、岩黒島、与島、小与島、伊吹島、小豆島、豊島、小豊島、沖之島、大島、直島、屏風島、向島、佐柳島、高見島、粟島及び志々島）（詳細は内閣府において

閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　短期滞在査証の発給手続の簡素化事業（六〇一）

○内閣府告示第六百九十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　松山市

三　構造改革特別区域の名称　松山市観て歩いて暮せるまちづくり交通特区

四　構造改革特別区域の範囲　松山市の区域の一部（中心市街地、道後地区及び三津地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　まちづくり交通安全対策事業（一〇二）

○内閣府告示第六百九十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百三十六号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　新居浜市

三　構造改革特別区域の名称　新居浜市認知症高齢者安心お泊まり特区

四　構造改革特別区域の範囲　新居浜市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　認知症対応型共同生活介護の短期利用事業（九三二）

○内閣府告示第六百九十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十五年十二月五日内閣府告示第二百五十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県、北九州市及び福岡市

三　構造改革特別区域の名称　ロボット開発・実証実験特区

四　構造改革特別区域の範囲　北九州市及び福岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　ロボット公道実験円滑化事業（一〇三）

○内閣府告示第七百号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十六年十二月十七日内閣府告示第三百六十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　北九州市

三　構造改革特別区域の名称　市民力が創る「環境首都」北九州特区

四　構造改革特別区域の範囲　北九州市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二一七）

○内閣府告示第七百一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡市

三　構造改革特別区域の名称　環境にやさしい都市・福岡カーシェアリング特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　環境にやさしいレンタカー型カーシェアリングのための無人貸渡しシステム可能化事業（一二一七）

○内閣府告示第七百二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第九十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県及び福岡市

三　構造改革特別区域の名称　福岡水素利用技術研究開発特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　高圧ガス設備の技術上の基準の変更事業（一一二九―二）

○内閣府告示第七百三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第三十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　福岡県田川郡福智町

三　構造改革特別区域の名称　「教育と文化の町赤池」特区

四　構造改革特別区域の範囲　福岡県田川郡福智町の区域の一部（旧赤池町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第七百四号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　長崎市

三　構造改革特別区域の名称　長崎市夜間大学院留学生受け入れ特区

四　構造改革特別区域の範囲　長崎市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　夜間大学院留学生受入れ事業（五〇八）

○内閣府告示第七百五号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年十二月六日内閣府告示第九百四十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本市

三　構造改革特別区域の名称　くまもと子ども輝き特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第七百六号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十六日内閣府告示第六百十三号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　熊本県上益城郡甲佐町

三　構造改革特別区域の名称　甲佐町福祉サテライト特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本県上益城郡甲佐町の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　サテライト型居住施設設置事業（九二八）

○内閣府告示第七百七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十八年三月十三日内閣府告示第四十一号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　八代市及び熊本県八代郡氷川町

三　構造改革特別区域の名称　「町づくり・人づくり・心づくり推進」特区

四　構造改革特別区域の範囲　熊本県八代郡氷川町の区域の一部（旧宮原町）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第七百八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同法第九条第三項において準用する同法第四条第十一項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　由布市

三　構造改革特別区域の名称　挾間町人づくり推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　由布市の区域の一部（旧挾間町）

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　市町村費負担教職員任用事業（八一〇）

○内閣府告示第七百九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）附則第三条に規定する措置に基づき、平成十七年四月四日内閣府告示第百八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を取り消したので、同条に規定する措置に基づき、次のとおり公示する。

平成十八年七月二十七日

内閣総理大臣　小泉純一郎

一　構造改革特別区域計画の認定を取り消した日　平成十八年七月三日

二　構造改革特別区域計画の作成主体の名称　薩摩川内市

三　構造改革特別区域の名称　薩摩川内市障害者福祉整備推進特区

四　構造改革特別区域の範囲　薩摩川内市の全域

五　特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第二に定めるところによる。）　障害児施設における調理業務の外部委託事業（九〇九（九一七））